

自動車製作者の概要			不利益処分の内容			根拠となる法令	不利益処分の原因となる事実
会社名 (申請者)	代表者	本社住所	概要	指定取消の対象(注)			
				通称名	型式		
ダイハツ工業 株式会社	奥平 総 一郎	大阪府池田市 ダイハツ町1 番1号	自動車の型 式指定の取 消し	ダイハツ・ グランマックス	5BF-S403P 5BF-S413P	道路運送車両法 第75条第8項	ダイハツ工業株式会社が、自動車の型式指定申請に係るオフセット前面衝突試験及びフルラップ前面衝突試験において、本来、センサーにより衝突を検知して作動するエアバッグをタイマーで作動させる等、試験車両に対する不正な加工を行い、申請に係る自動車と異なる構造の自動車を用いて試験を実施したこと等、不正の手段により自動車の型式について指定を受けた。
				トヨタ・ タウンエース	5BF-S403U 5BF-S413U		
				マツダ・ ボンゴ	5BF-S403F 5BF-S413F		

(注) 取消しの日までに製作された自動車については、型式指定の取消しの効力は及ばないものとする。